

令和3年8月18日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）  
の実施に当たっての取扱いについて並びにQ&A（第6版）について  
（DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡につきまして、日本医師会より通知がありました。

内容につきましては下記の通りです。

貴会におかれましてもご了知の程お願い申し上げます。

#### 記

今般、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち、「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」について、新たに取り扱い等が示されました。

具体的には、令和3年8月16日以降に、「臨時の医療施設」、「健康管理を強化した宿泊療養施設」、「入院待機ステーション」に医療従事者を派遣する場合の補助額について、添付資料の通り引き上げがなされております。

また、Q&A（第6版）では、上記について、どのような施設が該当するのかが示されておりますので、併せてご参照ください。

なお、従前示されているQ&Aの通り、本事業では医師会等の医療チームの派遣も対象となることから、日本医師会災害医療チーム（JMAT）も対象ですので、事業実施主体の都道府県とご協議の上、本事業の活用をお願いいたします。

今般の追加を踏まえた事務連絡やQ&Aの全文は、下記厚生労働省WEBサイトの2021年8月16日欄に掲載されております。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00214.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html)

【日本医師会ホームページ】

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

【担当】 大阪府医師会 地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)
---